

東京大学（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業

入札説明書

平成15年3月24日

東 京 大 学

目 次

対象事業の概要等

1	公告日	2
2	契約担当官等	2
3	調達機関番号等	2
4	品目分類番号	2
5	担当部局	2
6	事業概要等	2
7	スケジュール	4
8	競争参加資格等	5
9	競争参加資格等の確認等	8
10	競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	9
11	現地説明会	10
12	入札説明書等に関する質問及び回答	10
13	入札書及び入札提案書類の提出期間・場所及び方法等	11
14	入札保証金及び契約保証金	13
15	開札	13
16	入札の無効	14
17	落札者の決定方法等	14
18	手続きにおける交渉の有無	16
19	基本協定書の締結	16
20	特別目的会社の設立	16
21	事業契約書の締結	16
22	支払条件等	17
23	建設工事にかかる工事保険	18
24	本件事業以外の業務で、 截 * 本件事業以外の業務で、 截 螺 ñ、 截 螺 ñ、	
23	建設工事にかかる工 以外の業務で、 截 噫率螺つ螺 ñ . 艶蝨 . 心艱 樹)艶荷.. 臆 4元.	
23	建設工事にかかる工 工 工 幸 嫂 笋吕帯 . N ñ 媽 乎程截 炸 艶選 † 蝨 亨藍 o 濫樹	
23	検 ^註 設工事にかかる工 工 工 勝程截螺螺..... 1	7

本入札説明書は、東京大学（以下「大学」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した「東京大学（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、入札参加者を対象に交付するものである。

対象事業の概要等

1 公告日

平成15年3月24日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 東京大学事務局長 梶野 慎一

3 調達機関番号等

調達機関番号 016 所在地番号 13
第184号

4 品目分類番号

41, 42, 75, 78

5 担当部局

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学施設部企画課

6 事業概要等

(1) 事業名

東京大学(柏)総合研究棟(環境学研究系)施設整備事業

(2) 事業場所

千葉県柏市柏の葉5丁目1番5号 東京大学柏地区キャンパス構内

(3) 事業期間

契約締結の日の翌日から平成30年3月31日まで。

(4) 事業概要

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者(入札説明書の定めるところにより、本事業を実施する者として選定されたPFI法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)が東京大学(柏)総合研究棟(環境学研究系)施設(以下「本施設」という。)の設計、工事監理及び建設を行った後、大学に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務を遂行するBTO方式により実施する。本事業は、本施設の設計、工事監理及び建設並びに維持管理業務に係る対価として大学が選定事業者に費用を支払うものである。

1) 敷地の概要

敷地の概要は以下のとおり。

建設地	千葉県柏市柏の葉5丁目1番5号 東京大学構内
敷地面積	柏地区キャンパス全体 約237,500m ²

加していないこと。

3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち設計、工事監理、建設及び維持管理の各業務に当

- a . 建築一式工事 1 , 2 5 0 点
- b . 電気工事 1 , 1 5 0 点
- c . 管工事 1 , 1 5 0 点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての入札参加者及び協力会社が上記を満たすものとする。

提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が5年以上あるものであること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

平成5年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の基準を満たす各工事に対応した新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

なお、複数の建設企業が下記に示す建設工事ごとに共同して施工する場合にあっては、すべての企業が工事種類ごとの下記の施工実績を有すること。

鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上5階建以上かつ延べ面積10,000㎡以上の校舎又は研究施設

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

a . 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

b . 電気設備工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とするものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

c . 機械設備工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格をものにと。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法に

国土交通大臣が認定した者であること。

- d . 平成 5 年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記3)ウ に掲げる工事の経験を有する者であること。

- (2) 競争参加資格確認申請書等の提出書類は、「様式集」〈様式4～11〉「競争参加資格確認申請に関する提出書類」により作成すること。
- (3) 8(1)3ウ の同種の工事の施工実績及び8(1)3ア ・イ ・ウ dの配置予定の技術者等の同種の工事等の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に

2) 提出場所

〒113 - 8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学施設部企画課工事契約掛
電話：03 - 5841 - 2210

3) その他

書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成15年6月3日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

11 現地説明会

下記のとおり、希望者を対象に入札に関する説明会並びに本施設の事業計画地の状況等を確認するための見学会を開催する。現地説明会に関する情報等は、文部科学省及び大学のホームページ等に掲載するので、適宜確認すること。

なお、現地説明会に参加を希望する者は、「様式集」<様式1>「現地説明会参加申込書」に必要事項を記入して平成15年4月2日(水)午後5時00分までに、下記(3)までFAXにて提出すること。また、入札説明書等の書類等は、文部科学省及び大学のホームページ等よりダウンロードして持参すること。

(1) 開催日時

平成15年4月4日(金)午後2時00分から

(2) 開催場所

〒277 - 8581 千葉県柏市柏の葉5丁目1番5号
東京大学物性研本館大講義室(6階)

(3) 当日連絡先

東京大学施設部企画課企画掛
電話：03 - 5841 - 2205
FAX：03 - 5841 - 2228

12 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関し質問事項がある場合においては、以下の要領にて提出すること。

【第1回目】

(1) 提出期間

平成15年3月25日(火)～平成15年4月8日(火)

(2) 宛先/方法

質問の宛先、提出方法及び様式等については「様式集」<様式2>「入札説明書等に関する質問書提出届」<様式3>「入札説明書等に関する質問書」を参照すること。
なお、使用するソフトウェアはMicrosoft Wordとし、入札説明書、入札金額等の算

出方法及びサービス購入費の支払方法等、様式集、要求水準書、要求水準書 別表・資料、落札者決定基準、事業契約書（案）・基本協定書（案）ごとにファイル名をつけ、電子メールにて提出すること。電子メールのアドレスは [pfi-kashiwa@adm.u-tokyo.ac.jp] である。

(3) 回答の公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。

(4) 質問への回答日

平成15年4月24日（木）

(5) 質問への回答場所

文部科学省及び大学ホームページ

【第2回目】

(1) 提出期間

平成15年5月27（火）～平成15年5月29日（木）

(2) 宛先 / 方法

質問の宛先、提出方法及び様式等については「様式集」<様式2>「入札説明書等に関する質問書提出届」<様式3>「入札説明書等に関する質問書」を参照すること。なお、使用するソフトウェアはMicrosoft Wordとし、入札説明書、入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等、様式集、要求水準書、要求水準書 別表・資料、落札者決定基準、事業契約書（案）・基本協定書（案）ごとにファイル名をつけ、電子メールにて提出すること。電子メールのアドレスは [pfi-kashiwa@adm.u-tokyo.ac.jp] である。

(3) 回答の公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。

(4) 質問への回答日

平成15年6月16日（月）

(5) 質問への回答場所

文部科学省及び大学ホームページ

13 入札書及び入札提案書類の提出期間・場所及び方法等

(1) 提出期間及び場所

1) 提出期間

平成15年7月25日（金）～平成15年7月31日（木）午後2時00分まで（ただし、郵送する場合は平成15年7月30日（水）午後5時00分までに必着のこと）

2) 提出場所

〒113 - 8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学施設部企画課工事契約掛
電話：03 - 5841 - 2210

持参又は郵送すること。電送による入札は認めない。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

(2) 開札日時及び場所

1) 開札日時

平成15年7月31日(木)午後3時00分

2) 開札場所

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学本部庁舎大会議室(12階)

加者から提出された資料は、民間事業者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。

なお、入札提案書類は入札者に返却しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

3) 入札提案書類の変更等の禁止

入札提案書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

(9) 入札提案書類に関するヒアリング

入札提案書類に関するヒアリングを次の要領で行う。

1) 開催日時

平成15年8月21日(木)午前10時00分から午後4時00分まで

2) 開催場所

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学本部庁舎大会議室(12階)

3) その他

入札参加者別のヒアリング時間など、詳細事項は追って通知する。なお、出席者は、提案内容を説明できる者とする。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金は、免除する。

ただし、選定事業者は建設工事の履行を確保するため、事業契約締結の日から施設引渡日までを期間として、建設工事に相当する金額(設計費及び工事監理費を含む。)の100分の10以上について、支出負担行為担当官東京大学事務局長又は、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る保証証券を支出負担行為担当官東京大学事務局長に提出すること。なお、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設企業によって締結される場合は、選定事業者の負担により、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払責務を被担保債務とする質権を支出負担行為担当官東京大学事務局長のために設定するものとする。

15 開札

開札は、13に掲げる日時及び場所において入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

なお、入札金額が予定金額の制限の範囲内の入札金額を提案した者を発表することと

審査委員会は下記の10名の委員で構成される。

なお、審査委員会は非公開とする。

委員長	宮島 洋	東京大学副学長
委員 (五十音順)	芦立 訓	東京大学事務局経理部長
	植田 和男	日本PFI協会専務理事
	碓井 光明	東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授
	大垣眞一郎	東京大学大学院工学系研究科・工学部教授
	金本 良嗣	東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授
	神田 順	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
	中村 耕三	東京大学大学院医学系研究科・医学部教授
	光多 長温	鳥取大学教育地域科学部教授
	山田 泰二	東京大学事務局施設部長

(2) 審査の方法

落札者決定基準に従って、審査委員会にて入札提案書類の審査を行う。入札金額及びその他の条件を総合的に評価し、大学にとって最も有利な提案を行ったものを選定する。

(3) 評価項目等

評価項目は以下のとおりであるが、具体的な内容は落札者決定基準による。

1) 基礎項目審査

以下の計画について、入札参加者の提案内容が、要求水準の基礎項目を全て充足していることを確認する。

- ア 事業計画に係る事項
- イ 施設整備計画に係る事項
- ウ 維持管理計画に係る事項
- エ その他に係る事項

2) 加点項目審査

加点項目審査においては、下記項目について、審査委員会において審査し得点化する。評価に基づく各項目の得点の合計と入札金額により最も優秀な提案を選定する。

- ア 事業計画等に係る事項
- イ 施設整備計画等に係る事項
- ウ 維持管理計画等に係る事項
- エ その他に係る事項

(4) 審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、東京大学施設部企画課とする。

22 支払条件等

大学の選定事業者に対する支払いは、選定事業者が実施する本施設の設計、工事監理及び建設に係る対価（以下「施設整備費相当」という。）と維持管理業務に係る対価（以下「維持管理費相当」という。）から成る。大学は、財政法（昭和22年3月31日法律第34号）第15条第1項に規定する国庫債務負担行為により、本施設の施設整備費相当と維持管理費相当を施設引渡しの日から事業期間中に、選定事業者に対し、PFI法第10条第1項に規定する大学と選定事業者との間で締結する事業契約書に定めるところにより支払う。

詳細は、別紙「入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」を参照すること。

(1) 支払期間・回数等

1) 施設整備費相当

施設整備費相当について、大学は供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を年2回の割賦方式により24回に分けて均等に支払う。

ア 第1回目の支払いについては、以下の手順で行う。

施設の完成後、選定事業者はしゅん功検査の報告を行う。

大学は、上記の報告を受けてから14日以内に検査を行う。

検査に合格した後、選定事業者は大学に対して本施設を引き渡す。

選定事業者は、平成18年10月1日から30日以内に、大学に対して第1回目の支払いについて請求書を送付する。

大学は適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

イ 第2回目以降の対価の支払いについては、以下の手順で行う。

選定事業者は、毎年度4月1日及び10月1日から30日以内に、大学に対して請求書を送付する。

大学は適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2) 維持管理費相当

維持管理費相当について、大学は定期的にモニタせ禮鉦憤換理卑晰 肴文う 忒 増雇攀卑晰 肴文う 勘

大学は適法な請求書を儒聰駈

環土 冥平 札金額日夕ね茜 燐醇

大学は、上8年10月1日から文し 乳請稀鳥 礮内会。

2 覽躋弟 I V 湏大棍成 1 迦 俸 1 干大学 儻 共 犖

選迦 泡つ 鄣酸 矧 汾 錄 吸 續 乳 減 草 苳 坤 兒 禽 絹 俗 業 者 U 表 柳 0 魅 よ、 会 U 衣 抗 から 嬰
回目の支払いについて請求 (" 發 勇 を 受 測 ソ 劫 冊 岩 順 隙 な 請 求 書 大学は適包苳 暴 听 文 し 苳 斬 騙 氛 毫 蝴
して請求書を送付する。

2) 維持管理費相当

(2) サービス購入費の支払額の改定

サービス購入費の支払額の改定は以下のとおりとする。詳細については、事業契約書（案）別紙 13「サービス購入費の支払額の改定について」を参照すること。

1) 施設整備費相当

施設整備費相当の支払額の改定は行わない。

2) 維持管理費相当

5) 免責金額

50,000円以下

(4) その他

- 1) 選定事業者又は受託者は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく大学に提示するものとする。
- 2) 選定事業者又は受託者は大学の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができないものとする。
- 3) 選定事業者又は受託者は業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

24 本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無
無。

25 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室、電話03-3581-0262(直通))に対して苦情を申立てることができる。

26 関連情報を入手するための照会窓口

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学施設部企画課工事契約掛
電話:03-5841-2210

27 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、本入札説明書等を熟読し、遵守すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 選定事業者は、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に配置すること。
- (5) 建設企業及び下請会社が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な考慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

・事業実施に関する事項

1 選定事業者の権利義務等に関する制限

(1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

大学の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った入札参加者は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 債権の譲渡

選定事業者が、大学に対して有する本施設の設計、工事監理及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権は、大学の承諾がなければ譲渡することができない。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、大学に対して有する本施設の設計、工事監理及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、大学の承諾がなければ行うことができない。

2 大学と選定事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計、工事監理及び建設並びに維持管理の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

大学と選定事業者の責任分担は、事業契約書（案）によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容については、事業契約書（案）に示すが、事業契約書（案）に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、可能な範囲で大学は必要な協力を行う。

(2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、財政上の措置は想定していない。金融上の支援としては、5を参照のこと。ただし、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、大学はこれらの支援を選定事業者が受けられるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

4 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

選定事業者は、入札提案書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 事業期間中の選定事業者と大学の関わり

- 1) 本事業は、選定事業者の責任において実施される。また、大学は事業契約書に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。
- 2) 大学は原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて大学と建設企業等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、大学と建設企業等との間で直接連絡調整を行った事項については選定事業者に報告する。
- 3) 事業の継続性を出来るだけ確保する目的で、大学は、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。
- 4) 国立大学の法人化は、平成14年6月25日の『「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」について』の閣議決定において、平成16年度を目途に開始するとされている。

なお、大学が法人化された場合でも、大学から選定事業者への支払について、何ら影響を及ぼすものではない。

- 5) 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、大学と選定事業者は誠意をもって協議する。

(3) 業務内容

1) 業務内容

設計、工事監理、建設及び維持管理業務については、事業契約書（案）及び要求水準書による。

2) 業務の委託

選定事業者は、本事業の業務を等価分担し、かつその承諾を得た場合、本業務内容

ることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して、提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

6 その他

(1) 事業の終了

大学は、本施設が選定事業者の責めに帰すことができない災害等により使用が困難と判断した場合、あるいはその他の事由により本施設を維持・継続できないと判断し

- 13) 高圧受電設備規程
- 14) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- 15) その他関係法令等

・提出書類

1 現地説明会に関する提出書類

- (1) 現地説明会参加申込書 <様式1>

2 質問に関する提出書類

- (1) 入札説明書等に関する質問書提出届(第1回目 または 第2回目) <様式2>
(2) 入札説明書等に関する質問書(第1回目 または 第2回目) <様式3>

3 競争参加資格確認申請に関する提出書類

- (1) 競争参加資格確認申請書 <様式4>
(2) 競争参加資格確認申請書添付書類提出届 <様式5>
(3) グループ構成員及び協力会社一覧表 <様式6>
(4) 委任状 <様式7>
(5) 設計に当たる者の資格等要件に関する書類 <様式8>
(6) 工事監理に当たる者の資格等要件に関する書類 <様式9>
(7) 建設に当たる者の資格等要件に関する書類 <様式10>
(8) 維持管理に当たる者の資格等要件に関する書類 <様式11>

4 入札辞退時の提出書類

- (1) 入札辞退様式 Y 様式 11 (当てる者の型書提出書類)
(1) 添付書類提出届様式 Y 様式 4 >
(2) 委任状 縮尺煙 様式 Y 様式 4 >
(3) 委任状 縮尺煙 様式 U 10 >
(4) 添付請求書様式 e 10 >
(5) 添付出小口質問に関するガシ靴 様式 u 10 >
(6) グループ構成員及び協力会提出酌油茶 様式 <庸気罵琶> 2 珂 既イ 疋里 涌 9 つ 笋 申込
(1) 芽肄すイ請求書様式 カ 10 >
(2) 芽劑 a 龍 様式 質問に関する煙 様式 第 >
(3) 芽莖積め 様式 に関する <様気罵琶>
(4) 芽効よ免 愛子質問に関する目) Y \$ 様式 申 亡 胃
(5) 芽曼鋳工 成 賊 頰 瞞 葛 葳 認 澄 に関する <様式 辻 躍 胃

11 資金調達計画等に係る提案書

(1) 資金調達計画等提案書表紙 < 様式 5 4 >

(2) 資金調達計画等 < 様式 5 5 >

平成15年3月17日
文 部 科 学 省

国立大学法人化に伴うPFIの取扱いについて

国立大学の法人化については、国立大学法人法が本国会で成立した場合は、平成16年4月1日から国立大学法人に移行することとなる。この場合、国とPFI事業者が締結した事業契約に係る債権債務は、国立大学法人に承継されることとなり、事業契約は契約変更により国立大学法人とPFI事業者との契約となる。それに伴い、国の国庫債務負担行為は消滅することとなるが、その際債務を承継した国立大学法人のPFIについて、文部科学省は下記の措置を講じることとする。

(文部科学省の措置)

1. 本事業は、平成13年3月30日に閣議決定された第2期科学技術基本計画を踏まえて平成13年4月18日に策定された「国立大学施設緊急整備5か年計画」に基づく事業であり、文部科学省は、我が国の科学技術政策上、本事業の確実な履行が必要不可欠であると考えており、国立大学が法人化された際にも、かかる政策上の観点から、国立大学法人がPFI事業契約上の義務を事業期間に亘り履行できるよう下記2.の手続きを通じて所要の措置を講じるものとする。

2. 国立大学が法人化された際に、文部科学省は、国立大学法人法第三十条に基づき主務大臣として定める中期目標において本事業の履行を国立大学法人に対して指示するとともに、中期目標を踏まえて国立大学法人が作成する同法三十一条に規定する中期計画において、PFI事業契約上の義務が履行されるように計画せしめ、平成11年4月の中2°として 盧cal 鼻 涌踏ま 不国の 十部科学学省は、我が国の人法第三業契約上の義務 として本

【参考】

中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月中央省庁等改革推進本部決定）（抄）
財源措置の考え方

ア 独立行政法人は、一般的には独立採算制を前提とするものではない。独立行政法人への移行後は、国の予算において所要の財源措置を行うものとする。

イ なお、独立行政法人に対する移行時の予算措置に当たっては、移行前に必要とされた公費投入額を十分に踏まえ、当該事務及び事業が確実に実施されるように、十分に配慮するものとする。

予算措置の手法

ア 独立行政法人に対する予算措置については、主務大臣が予算要求を行うものとする。

イ 独立行政法人に対する国の予算措置については、中期計画に定めるところに従い、運営費交付金及び施設費等を毎年度の予算編成の中で確実に手当する。

国立大学法人法（案）（抄）

（中期目標）

第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 教育研究の質の向上に関する事項

二 業務運営の改善及び効率化に関する事項

三 大学法第13条第2項及び効る事項第13条第2項第1号が、六達成す第13条第2項第1号

業務研究の質の向上に関する事項第13条第2項第1号が、六達成す第13条第2項第1号

愉 壺 圭 猿 或 番 停 育 標) 標

井 力 圭 杜 蒨 畦 瓷 成 で 塵 イ 咕 p 霽